

既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた協議の場を設置 ～豊川・矢作川水系ダム管理連絡調整協議会が設立されました～

1. 概要

水害の激甚化等を踏まえ、ダムによる洪水調節機能の早期の強化に向け、関係行政機関の緊密な連携の下、総合的な検討を行うため、「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議」が開催され、令和元年12月12日に「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」が定められました。

豊川・矢作川水系においても、この基本方針に基づき、河川管理者と全ての既存ダム関係機関が連携して取組を進めるため、本年4月20日をもって「豊川水系ダム管理連絡調整協議会」「矢作川水系ダム管理連絡調整協議会」が設立されました。

ダム管理連絡調整協議会の設立は、中部地方整備局管内で順次進められている状況です。

- ・会長コメント（要旨）：別紙1のとおり
- ・設立趣旨、規約：別紙2（2-1、2-2）及び別紙3（3-1、3-2）のとおり
- ・参考資料：別紙4及び別紙5（5-1、5-2）のとおり

2. 設立までの経緯について

- ・政府の「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づく取組については、本年出水期からの運用開始となっていることから、まずは、豊川・矢作川水系内に設置されているダムに係わる関係者による協議の場として、「豊川水系ダム管理連絡調整協議会」「矢作川水系ダム管理連絡調整協議会」を速やかに設立する必要があります。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止をはかるため関係機関が出席する協議会に代え、電子メール又はFAXにより、設立趣旨及び規約案に対する賛否について採決を行い、全関係機関の賛同を得られたことから、本年4月20日をもって「豊川水系ダム管理連絡調整協議会」「矢作川水系ダム管理連絡調整協議会」が設立されました。

3. 同時配布 愛知県政記者クラブ、岐阜県政記者クラブ

4. 解 禁 指定なし

【問い合わせ先】

国土交通省中部地方整備局

豊橋河川事務所

担当：

副所長

酒 井 佳治

建設専門官

日比野 和弘

TEL 0532-48-2111（代表）

会長コメント（要旨）

- ① 豊川水系、矢作川水系では、令和 2 年 4 月 20 日、関係機関の賛同を得て、地域のさらなる安全・安心の確保を図るべく、水系にある既存ダムの関係機関と河川管理者が連携して、既存ダムの洪水調節機能を強化するため、「豊川水系ダム管理連絡調整協議会」「矢作川水系ダム管理連絡調整協議会」を設置しました。
- ② 今後、協議会の構成機関の情報共有・調整を図りながら、「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針」（令和元年 12 月 12 日）に基づく治水協定の締結に向けた協議を急ぎたいと思います。

令和 2 年 4 月 20 日

豊川水系ダム管理連絡調整協議会

会長（中部地方整備局豊橋河川事務所長） 小林 賢次

豊川水系ダム管理連絡調整協議会

設立趣旨

平成 30 年 7 月豪雨や令和元年台風第 19 号等においては、これまでにない記録的な豪雨により、全国各地で甚大な被害が発生した。

それらを踏まえ、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、関係省庁の密接な連携の下、速やかに必要な措置を講じることとし、既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本的な方針として、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」が既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議において令和元年 12 月 12 日に定められたところである。

豊川水系としても、地域のさらなる安全・安心の確保を図るべく、水系にある既存ダムの関係機関と河川管理者が連携して、既存ダムの洪水調節機能を強化するため、「豊川水系ダム管理連絡調整協議会」を設置するものである。

豊川水系ダム管理連絡調整協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、「豊川水系ダム管理連絡調整協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、近年の水害の激甚化等を踏まえ、ダムによる洪水調節機能の早期の強化に向け、関係行政機関等の緊密な連携の下、総合的な検討を行い、既存ダムの洪水調節機能強化について目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の組織)

第3条 協議会は、河川管理者と全てのダム管理者及びダム関係者のうち、別表-1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会には会長を置くものとし、会長は中部地方整備局豊橋河川事務所長をもってこれに充てる。
- 3 会長は、協議会を代表して会務を総括し、必要と認めるときは協議会を招集するものとする。
- 4 委員は、協議会に出席出来ない場合には代理の者を出席させることが出来るものとする。
- 5 協議会は、第1項によるもののほか、協議会委員の同意を得て、必要に応じて委員以外の者の出席を要請することが出来る。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会において実施する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 1) 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議で定められた「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」(令和元年12月12日)に基づく治水協定締結に係る事項。
 - 2) 円滑な取り組みを実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項に関する情報共有。
 - 3) 治水協定に記載した取り組みの進捗状況のフォローアップ。
 - 4) その他協議会で必要と認めた事項。
- 2 協議会の取り組みは、大規模氾濫減災協議会と連携して進めるものとする。

(幹事会)

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に幹事会を置き、協議会の運営に必要な情報交換・各種調整を行う。

- 2 幹事会は、別表-2に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事会には幹事長を置くものとし、幹事長は中部地方整備局豊橋河川事務所副所長をもってこれに充てる。
- 4 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、議事運営を行う。

- 5 幹事は、幹事会に出席出来ない場合には代理の者を出席させることが出来るものとする。
- 6 幹事会は、第2項によるもののほか、幹事会幹事の同意を得て、必要に応じて幹事以外の者の出席を要請することが出来る。

(事務局)

第6条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、中部地方整備局豊橋河川事務所が務める。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、協議内容によっては、予め委員の意見を聴いた上で、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については、個人情報等公表が適切でない資料等で協議会において非公表とされたものを除き、速やかに公表するものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会に諮って定めるものとする。

(附則)

第10条 委員又は幹事は、所属する機関の判断により随時変更することができるものとする。

- 2 委員又は幹事の変更を行った機関は、速やかに変更内容を事務局に連絡するものとし、連絡を受けた事務局はその内容を速やかに他の機関に周知するものとする。

第11条 本規約は、令和2年4月20日から施行する。

別表－ 1

豊川水系ダム管理連絡調整協議会

組織名	委員	備考
国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所	事務所長	河川
国土交通省中部地方整備局設楽ダム建設事務所	事務所長	治水
愛知県建設局	河川課長	河川
独立行政法人水資源機構豊川用水総合事業部	部長	ダム管理者
農林水産省東海農政局農村振興部	設計課長	
愛知県農林基盤局農地部	農地計画課長	
愛知県企業庁水道部	水道計画課長	
愛知県建設局	水資源課長	
静岡県経済産業部農地局	農地計画課長	
静岡県企業局	水道企画課長	
静岡県くらし・環境部環境局	水利用課長	
豊川総合用水土地改良区	参事	
牟呂用水土地改良区	事務局長	
松原用水土地改良区	理事長	
湖西用水土地改良区	事務局長	

規約第3条第5項の規定による委員以外の者

組織名	役職	備考
気象庁名古屋地方气象台	防災管理官	

別表－２

豊川水系ダム管理連絡調整協議会 幹事会

組織名	幹事	備考
国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所	副所長	河川
国土交通省中部地方整備局設楽ダム建設事務所	副所長	治水
愛知県建設局	河川課 課長補佐	河川
独立行政法人水資源機構中部支社 独立行政法人水資源機構豊川用水総合事業部	水管理・防災課長 管理課長	ダム管理者
農林水産省東海農政局農村振興部	設計課 水利計画官	
愛知県農林基盤局農地部	課長補佐(班長)	
愛知県企業庁水道部	水道計画課 課長補佐	
愛知県建設局	水資源課 課長補佐	
静岡県経済産業部農地局	農地計画課 技監	
静岡県企業局	水道企画課 工業用水班 長	
静岡県くらし・環境部環境局	水利用課 主幹	
豊川総合用水土地改良区	管理課長	
牟呂用水土地改良区	事務局長	
松原用水土地改良区	事務局長	
湖西用水土地改良区	事務局長	

規約第５条第６項の規定による幹事以外の者

組織名	役職	備考
気象庁名古屋地方气象台	防災管理官	

矢作川水系ダム管理連絡調整協議会

設立趣旨

平成 30 年 7 月豪雨や令和元年台風第 19 号等においては、これまでにない記録的な豪雨により、全国各地で甚大な被害が発生した。

それらを踏まえ、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、関係省庁の密接な連携の下、速やかに必要な措置を講じることとし、既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本的な方針として、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」が既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議において令和元年 12 月 12 日に定められたところである。

矢作川水系としても、地域のさらなる安全・安心の確保を図るべく、水系にある既存ダムの関係機関と河川管理者が連携して、既存ダムの洪水調節機能を強化するため、「矢作川水系ダム管理連絡調整協議会」を設置するものである。

矢作川水系ダム管理連絡調整協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、「矢作川水系ダム管理連絡調整協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、近年の水害の激甚化等を踏まえ、ダムによる洪水調節機能の早期の強化に向け、関係行政機関等の緊密な連携の下、総合的な検討を行い、既存ダムの洪水調節機能強化について目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の組織)

第3条 協議会は、河川管理者と全てのダム管理者及びダム関係者のうち、別表-1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会には会長を置くものとし、会長は中部地方整備局豊橋河川事務所長をもってこれに充てる。
- 3 会長は、協議会を代表して会務を総括し、必要と認めるときは協議会を招集するものとする。
- 4 委員は、協議会に出席出来ない場合には代理の者を出席させることが出来るものとする。
- 5 協議会は、第1項によるもののほか、協議会委員の同意を得て、必要に応じて委員以外の者の出席を要請することが出来る。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会において実施する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 1) 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議で定められた「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」(令和元年12月12日)に基づく治水協定締結に係る事項。
 - 2) 円滑な取り組みを実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項に関する情報共有。
 - 3) 治水協定に記載した取り組みの進捗状況のフォローアップ。
 - 4) その他協議会で必要と認めた事項。
- 2 協議会の取り組みは、大規模氾濫減災協議会と連携して進めるものとする。

(幹事会)

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に幹事会を置き、協議会の運営に必要な情報交換・各種調整を行う。

- 2 幹事会は、別表-2に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事会には幹事長を置くものとし、幹事長は中部地方整備局豊橋河川事務所副所長をもってこれに充てる。
- 4 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、議事運営を行う。

- 5 幹事は、幹事会に出席出来ない場合には代理の者を出席させることが出来るものとする。
- 6 幹事会は、第2項によるもののほか、幹事会幹事の同意を得て、必要に応じて幹事以外の者の出席を要請することが出来る。

(事務局)

第6条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、中部地方整備局豊橋河川事務所が務める。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、協議内容によっては、予め委員の意見を聴いた上で、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については、個人情報等公表が適切でない資料等で協議会において非公表とされたものを除き、速やかに公表するものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会に諮って定めるものとする。

(附則)

第10条 委員又は幹事は、所属する機関の判断により随時変更することができるものとする。

- 2 委員又は幹事の変更を行った機関は、速やかに変更内容を事務局に連絡するものとし、連絡を受けた事務局はその内容を速やかに他の機関に周知するものとする。

第11条 本規約は、令和2年4月20日から施行する。

別表－1

矢作川水系ダム管理連絡調整協議会

組織名	委員	備考
国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所	事務所長	河川
国土交通省中部地方整備局矢作ダム管理所	管理所長	ダム管理者
愛知県建設局	河川課長	河川 ダム管理者
岐阜県県土整備部	河川課長	河川
農林水産省東海農政局農村振興部	地方参事官	
愛知県農林基盤局農地部 愛知県西三河農林水産事務所 愛知県西三河農林水産事務所羽布ダム管理所	農地計画課長 用水管理課長 管理所長	ダム管理者
愛知県企業庁水道部	水道計画課長	
愛知県建設局	水資源課長	
豊田市上下水道局	上水運用センター所長	
岡崎市上下水道局	上下水道部長	
中部電力株式会社再生可能エネルギーカンパニー 事業推進部愛知水力センター	越戸水力制御所 所長	ダム管理者
明治用水土地改良区	事務局長	
豊田土地改良区	事務局長	
矢作北部土地改良区連合	事務局長	
矢作川沿岸土地改良区連合	事務局長	
矢作南部土地改良区連合	事務局長	

規約第3条第5項の規定による委員以外の者

組織名	役職	備考
気象庁名古屋地方气象台	防災管理官	

別表－２

矢作川水系ダム管理連絡調整協議会 幹事会

組織名	幹事	備考
国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所	副所長	河川
国土交通省中部地方整備局矢作ダム管理所	管理係長	ダム管理者
愛知県建設局	河川課 課長補佐 河川課 課長補佐	河川 ダム管理者
岐阜県県土整備部	技術管理監	河川
農林水産省東海農政局農村振興部	設計課長	
愛知県農林基盤局農地部 愛知県西三河農林水産事務所 愛知県西三河農林水産事務所羽布ダム管理所	農地計画課 課長補佐 用水管理課 課長補佐 管理所長代理	ダム管理者
愛知県企業庁水道部	水道計画課 課長補佐	
愛知県建設局	水資源課 課長補佐	
豊田市上下水道局	上水運用センター副所長	
岡崎市上下水道局	水道浄水課 副課長	
中部電力株式会社再生可能エネルギーカンパニー 事業推進部愛知水力センター	業務課 専門課長	ダム管理者
明治用水土地改良区	用水課長	
豊田土地改良区	工務課長補佐	
矢作北部土地改良区連合	工務課長補佐	
矢作川沿岸土地改良区連合	事務局長補佐	
矢作南部土地改良区連合	事務局長	

規約第５条第６項の規定による幹事以外の者

組織名	役職	備考
気象庁名古屋地方气象台	防災管理官	

既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針

〔令和元年 12 月 12 日〕
既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議

ダムによる洪水調節は、下流の全川にわたって水位を低下させ、堤防の決壊リスクを低減するとともに、内水被害や支川のバックウォーターの影響を軽減するものであり、有効な治水対策として位置付けられる。

現在稼働しているダムは 1460 箇所約 180 億 m^3 の有効貯水容量を有するが、水力発電、農業用水等の多目的で整備されていることから、洪水調節のための貯水容量は約 3 割(約 54 億 m^3)にとどまっている。

先般の台風第 19 号等を踏まえ、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、関係省庁の密接な連携の下、速やかに必要な措置を講じることとし、既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本的な方針として、本基本方針を定める。

本基本方針に基づき、全ての既存ダムを対象に検証しつつ、以下の施策について早急に検討を行い、国管理の一級水系(ダムが存する 98 水系。以下同じ。)について、令和 2 年の出水期から新たな運用を開始するとともに、都道府県管理の二級水系についても、令和 2 年度より一級水系の取組を都道府県に展開し、緊要性等に応じて順次実行していくこととする。

(1) 治水協定の締結

河川管理者である国土交通省(地方整備局等)と全てのダム管理者及び関係利水者(ダムに権利を有する者を言う。以下同じ。)との間において、水系毎の協議の場を設け、ダム管理者及び関係利水者の理解を得て、以下の内容を含む治水協定について、令和 2 年 5 月までに、一級水系を対象に、水系毎に締結する。国土交通省(地方整備局等)は、本治水協定に基づき、ダム管理者と連携して、水系毎にダムの統一的な運用を図る。

二級水系についても、国と地方の協議等を通じて、順次、水系毎の治水協定の締結を推進する。

洪水調節に利用可能な利水容量や貯水位運用等については、ダム構造、ダム管理者の体制、関係土地改良区への影響等の水利用の状況等を考慮する。

<治水協定の主な内容>

○洪水調節機能強化の基本方針

- ・水害発生が予想される際における洪水調節容量と洪水調節に利用可能な利水容量(洪水調節可能容量)

- ・時期ごとの貯水位運用の考え方
- 事前放流の実施方針
 - ・事前放流の実施判断の条件(降雨量等)
 - ・事前放流の量(水位低下量)の考え方
- 緊急時の連絡体制
 - ・河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、洪水中でも即時・直接に連絡を取れる体制の構築
- 情報共有のあり方
 - ・河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、共有する情報(降雨予測、ダムの水位・流入量・放流量、下流河川の水位、避難に係る発令状況等)及びその共有方法
- 事前放流等により深刻な水不足が生じないようにするための措置がある場合にはその内容(水系内での弾力的な水の融通方法等)
- 洪水調節機能の強化のための施設改良が必要な場合の対応

(2) 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備

上記の治水協定に基づき、緊急時対応に必要な各ダムの水位や流入量・放流量などの防災情報等のリアルタイムデータを河川管理者である国土交通省(地方整備局等)に集約し、適宜関係者間で共有して、(3)の事前放流等に関するガイドラインと新たな操作規程が実効的に運用できるよう、情報網を整備する。

(3) 事前放流等に関するガイドラインの整備と操作規程等への反映

国土交通省において、事前放流の実施にあたっての基本的事項を定める事前放流等に関するガイドラインを、令和2年4月までに策定する。

本ガイドラインに従い、各ダムの施設能力や情報共有状況等に応じて、速やかに、事前放流の操作方法等を全ての既存ダムの操作規程等に反映する。施設能力の向上に資する施設改良等を行う場合には、これに応じて、操作規程等を見直す。また、操作規程等の内容については、必要に応じて、下流関係者への事前説明を行う。

<ガイドラインの主な内容>

- 基準等の設定方法
 - ・事前放流の開始基準
 - ・事前放流による水位低下量
 - ・事前放流時の最大放流量
 - ・事前放流の中断基準
- 事前放流後に水位が回復しなかった場合の対応
- 適切に事前放流操作を行うためのダム管理体制の確保
- 施設改良が必要な場合の対応

(4) 工程表の作成

既存ダムの利水容量の洪水調節への最大限の活用を可能とするため、令和2年6月までに、ソフト対策及びハード対策を有効に組み合わせた工程表を、一級水系を対象に、水系毎に作成する。本工程表に基づき、必要な措置を講じる。

二級水系についても、国と地方の協議等を通じて、順次、水系毎の工程表の作成を推進する。

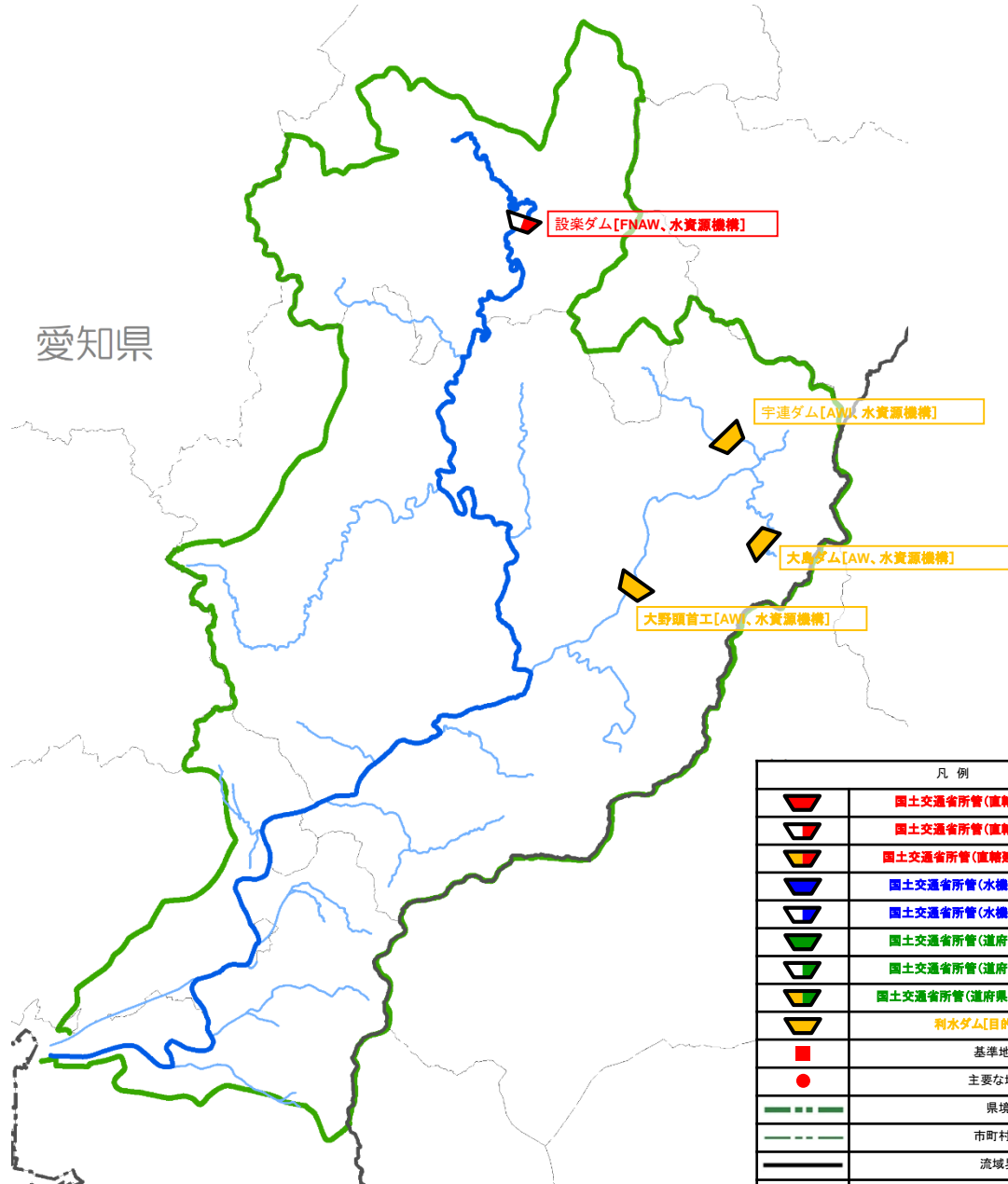
(5) 予測精度向上等に向けた技術・システム開発

全ての既存ダムを最大限活用して有効な洪水調節が可能となるよう、ダム周辺の気象予測と配信される降雨予測等を利用した水系全体における長時間先のダム流入量及び下流河川の水位状況等の予測の精度向上等に向けて、技術・システム開発を行う。

また、気象予報に係る技術開発体制の強化・システム高度化等を図り、上記のダム流入量及び下流河川の水位状況等の予測の精度向上に不可欠となる気象予測の持続的な精度向上等に向けた取組を進める。

豊川水系におけるダム位置図

別紙5-1



ダム諸元					
ダム名	目的	管理者 (建設中の場合は 事業者)	有効貯水容量 [千m ³]	洪水調節容量 (最大) [千m ³]	備考
設楽ダム	FNAW	中部地方整備局	92,000	19,000	※建設中
大野頭首工	AWI	水資源機構	906	0	
宇連	AWI	水資源機構	28,420	0	
大島	AW	水資源機構	11,300	0	

F:治水 N:流水の正常な機能の維持 A:農業用水 W:水道用水 I:工業用水 P:発電

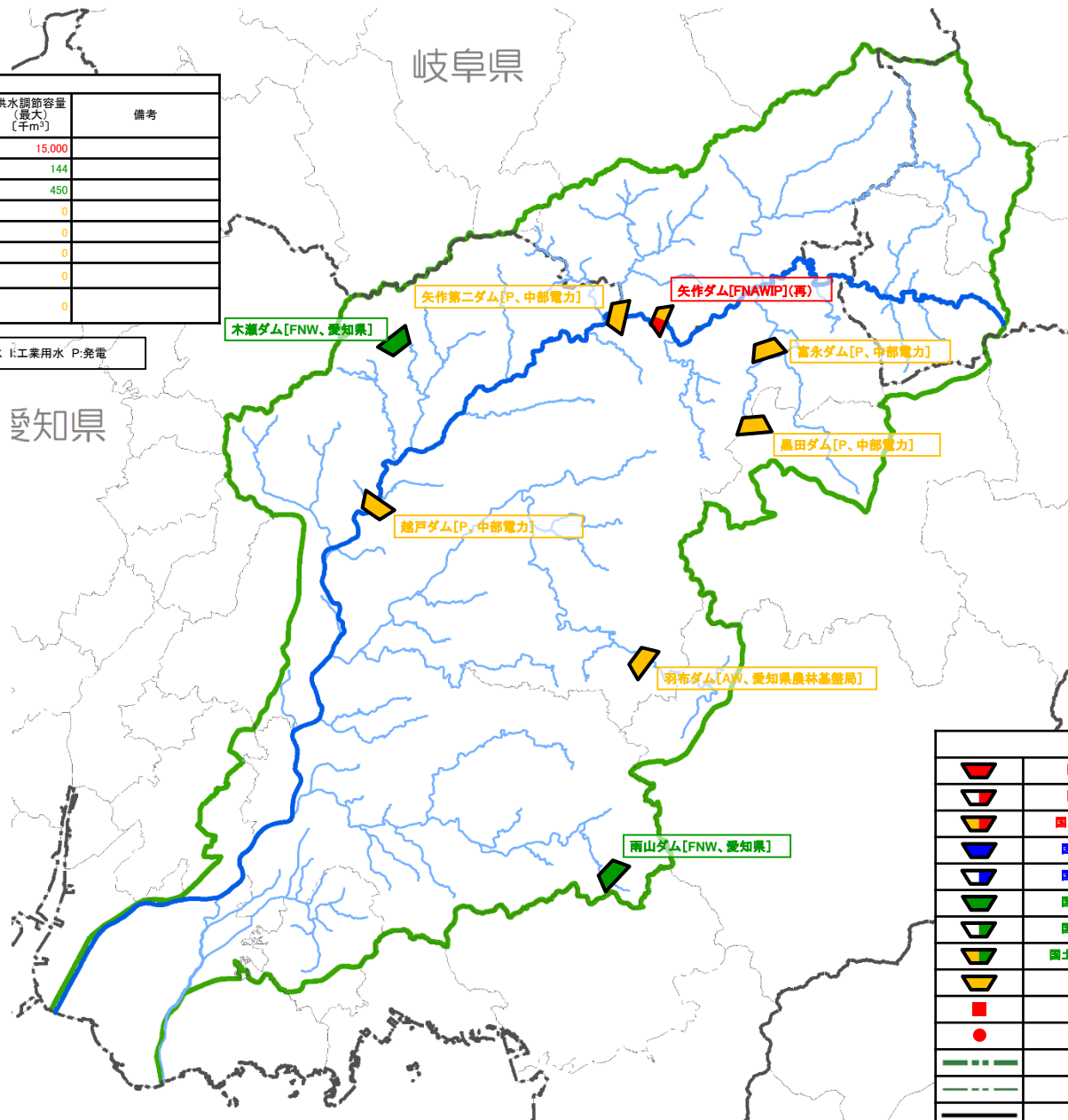
凡例	
	国土交通省所管(直轄管理)ダム[目的]
	国土交通省所管(直轄建設)ダム[目的]
	国土交通省所管(直轄建設)ダム(再)[目的]
	国土交通省所管(水機構管理)ダム[目的]
	国土交通省所管(水機構建設)ダム[目的]
	国土交通省所管(道府県管理)ダム[目的]
	国土交通省所管(道府県建設)ダム[目的]
	国土交通省所管(道府県建設)ダム(再)[目的]
	利水ダム[目的、管理者]
	基準地点
	主要な地点
	県境
	市町村境
	流域界
	大臣管理区間

矢作川水系におけるダム位置図

別紙5-2

ダム諸元					
ダム名	目的	管理者 (建設中の場合は 事業者)	有効貯水容量 (千m ³)	洪水調節容量 (最大) (千m ³)	備考
矢作	FNAWIP	中部地方整備局	65,000	15,000	
雨山	FNW	愛知県	222	144	
木瀬	FNW	愛知県	579	450	
越戸	P	中部電力(株)	574	0	
矢作第二	P	中部電力(株)	968	0	
黒田	P	中部電力(株)	10,198	0	
富永	P	中部電力(株)	988	0	
羽布	AW	愛知県農林基盤局	18,461	0	

F:治水 N:流水の正常な機能の維持 A:農業用水 W:水道用水 I:工業用水 P:発電



凡例	
	国土交通省所管(直轄管理)ダム[目的]
	国土交通省所管(直轄建設)ダム[目的]
	国土交通省所管(直轄建設)ダム(再)[目的]
	国土交通省所管(水機機管理)ダム[目的]
	国土交通省所管(水機機建設)ダム[目的]
	国土交通省所管(道府県管理)ダム[目的]
	国土交通省所管(道府県建設)ダム[目的]
	国土交通省所管(道府県建設)ダム(再)[目的]
	利水ダム[目的、管理者]
	基準地点
	主要な地点
	県境
	市町村境
	流域界
	大臣管理区間